

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和5年8月4日
盛岡市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				湯沢、羽場、下鹿妻、上鹿妻、上飯岡	無	令和元年度～令和5年度	飯岡水土里の会
○				猪去	無	令和元年度～令和5年度	猪去地区農地、水、環境保全会
○				乙部、大ヶ生	無	令和元年度～令和5年度	乙部地域環境保全推進協議会
○				中太田	無	令和元年度～令和5年度	北上地区環境保全会
○				永井、下鹿妻、下飯岡、上飯岡、津志田、飯岡新田	無	令和元年度～令和5年度	都南北部農地・水協議会
○				東見前、西見前	無	令和元年度～令和5年度	見前町環境保全協議会
○				土淵、平賀新田	無	令和元年度～令和5年度	谷地上地区環境保全協議会